

新型コロナウイルス対策に係る経済変動対策融資 一覧表

山梨県 産業労働部 産業振興課

電話 055-223-1537

令和3年3月1日現在

融資名		融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
新型コロナウイルス感染症対策関係		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少した県内の中小企業者で、次の①～③のいずれかに該当する者</p> <p>①セーフティネット保証5号の認定を受けた者 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する不況業種で、次の(1)、(2)いずれか (1)最近3カ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少 (2)最近1カ月の売上高等とその後の2カ月の売上高等を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で5%以上の減少見込み</p> <p>②危機関連保証の認定を受けた者 原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少見込み</p> <p>③セーフティネット保証4号の認定を受けた者 原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少見込み</p> <p>※実施期間 令和2年5月1日～令和3年3月31日 ※「最近1カ月」を「最近6カ月以下の平均」とすることも可。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>責任共有(①) 全部保証(②③) 1.4%</p>	なし (県と国で 全額補助)	<p>設備 6,000万円 10年以内 (5年以内)</p> <p>運転 6,000万円 10年以内 (5年以内)</p> <p>一企業限度 6,000万円</p> <p>※一定要件のもと実質無利子(当初3年間) ※一定要件のもと借換可能</p>	<p>新型コロナウイルスの影響による納税猶予の特例を利用しているときは、融資の要件を満たしているものとして取り扱います。</p>
経済危機・災害復旧関係	危機関連保証	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者等</p> <p>※実施期間 令和2年3月13日～令和3年6月30日</p>	全部保証 1.4%	0.4% (県の補助後の料率)	<p>設備 5,000万円 10年以内 (2年以内)</p> <p>運転 5,000万円 10年以内 (2年以内)</p> <p>一企業限度 5,000万円</p>	<p>税に未納がある場合でも、分納の合意があるときは、特例的に融資の要件を満たすものとして取り扱います。</p>
	セーフティネット保証4号	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等</p> <p>※実施期間 令和2年3月2日～令和3年6月1日</p>	全部保証 1.4%	0.45% (県の補助後の料率)	<p>設備 5,000万円 10年以内 (1年以内)</p> <p>運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)</p> <p>一企業限度 5,000万円</p>	
不況業種対策関係 (セーフティネット保証5号)		<p>次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者(3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る)</p> <p>※令和3年1月15日現在 全業種(1,145業種)指定(農林漁業等を除く)</p>	<p>責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%</p>	0.4% (県の補助後の料率)	<p>運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)</p>	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、 中小企業庁ホームページ <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</a> でご確認いただけます。 または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。</p>
経営安定化特別関係		<p>次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ②最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者</p>	責任共有 1.6%	0.45% ～1.9%	<p>運転 2,000万円 10年以内 (1年以内)</p>	
経営環境変動対策関係		<p>最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している中小企業者等</p>	<p>責任共有 償還期間 5年以内 1.5% 10年以内 1.7%</p>	0.45% ～1.9%	<p>運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)</p>	

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関のリスク負担はゼロ)する制度です。